

市第74号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

令和6年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
平安公園（プール及び子供用プールに限る。）及び岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号	協栄グループ 代表者 株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
白幡仲町公園（子供用プールに限る。）及び六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座4丁目12番15号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄	同
横浜市子ども植物園及び横浜市児童遊園地（教養施設を除く。）	中区日本大通58番地	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋本 健	同
川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）及び鶴ヶ峰本町公園（プー	東京都中央区銀座4丁目12番15号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄	同

ル及び子供用プールに限る。)			
洋光台南公園（プール及び子供用プールに限る。）、芦名橋公園（子供用プールに限る。）、磯子腰越公園（プール及び子供用プールに限る。）及び森町公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号	協栄グループ 代表者 株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治	同
海の公園	中区日本大通58番地	横浜市緑の協会・金沢臨海サービスグループ 代表者 公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋本 健	同
菊名池公園（プールに限る。）及び綱島公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座4丁目12番15号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄	同
千草台公園（プール及び子供用プールに限る。）、茅ヶ崎公園（プールに限る。）及び山崎公園（プール及び子供用プールに限る。）	同	同	同

しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）及び宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都江東区大島1丁目9番8号	株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役社長 福士 朝尋	同
---	-----------------	-----------------------------------	---

提 案 理 由

平安公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

協栄グループの構成員

- 1 東京都中央区日本橋蛸殻町 2 丁目 13 番 9 号

株式会社協栄

代表取締役社長 山 田 賢 治

- 2 港北区新横浜二丁目 3 番地の 12

株式会社協栄ビーエム

代表取締役社長 山 田 賢 治

オーエンスグループの構成員

- 1 東京都中央区銀座 4 丁目 12 番 15 号

株式会社オーエンス

代表取締役社長 大 木 一 雄

- 2 大阪府中央区平野町 2 丁目 3 番 7 号

株式会社ウェルサイエンス

代表取締役社長 大 木 一 雄

横浜市緑の協会・金沢臨海サービスグループの構成員

- 1 中区日本大通 58 番地

公益財団法人横浜市緑の協会

理事長 橋 本 健

- 2 金沢区柴町 391 番地の 7

株式会社金沢臨海サービス

代表取締役社長 高 柳 実

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）